

# 児童館利用児童へのお知らせ

## 児童館は



- ★ 児童福祉法に基づく児童厚生施設です。
- ★ 子どもの健全なあそびをとおして健康の増進・豊かな情操を育むところです。

館内には、安心してのびのびと元気に遊ぶことができるように遊戯室や集会室、児童室、図書コーナー、幼児休憩コーナーなどを設けています。保護者の皆さんも気軽にお子さんと一緒にご利用ください。

### 【 開館日時 】

- ・ 月曜日～土曜日
- ・ 午前10時～午後6時

### 【 利用の仕方 】

- ・ 入館したら、記入用紙に入館時間、名前、学年、地区名を記入しましょう。  
退館時間も記入しましょう。

### 【 利用できる方 】

- ・ 満18歳未満までのお子さん。ただし就学前の方は保護者同伴です。

### 【 約束事項 】

- ・ 入館、退館は自由ですが、児童クラブのお子さんもいますので、他の人に迷惑をかけないように、各自が責任をもって行動しましょう。
- ・ 児童館内での飲食はできません。（水分補給の飲み物は持参してかまいません）
- ・ ゲーム、カードなどのおもちゃは持参しないでください。  
（放課後児童クラブの児童も持参しない約束になっています）
- ・ あいさつをしましょう（こんにちは さようなら ありがとう など）
- ・ 机、図書室の本などみんなで使用するものがたくさんありますので、大切につかい、遊んだあとはきちんとかたづけましょう。
- ・ 小学校がインフルエンザ、風邪などで学級閉鎖や繰上げ下校した場合は利用できません。
- ・ 指導員の先生は、お子さんを見守っていますが、各自が責任をもって行動しましょう。  
不明なことがありましたら、保健福祉課こども家庭係、新地町児童館にお問い合わせ下さい。

※尚、新地町放課後児童クラブの登録は、就労などの理由により保護者が家庭にいない児童が対象になります。

問い合わせ 保健福祉課こども家庭係 0244-62-2931  
新地町児童館 0244-62-4432